

倉敷市は  
「新規立地」  
「設備投資」  
のどちらも  
応援します！

倉 敷 市

企 業 立 地 等 奨 励 金 制 度

の ご 案 内





◆ 新たに市内に用地を取得する事業者が工場・物流施設等を設置する場合に交付します

- 新規常用雇用者 1 人当たり 30 万円を助成！
- 岡山県の補助金に合わせて倉敷市独自に助成！ ※県補助金は別途県へ申請



名称		企業立地促進奨励金		物流施設誘致促進助成金	
区分		製造工場	研究所等	物流施設	
認定要件	対象地域	市内全域		公的団地（注1）	
	用地取得後年数	用地取得（賃貸）後、3年以内に建設に着手			
	固定資産投資額	公的団地	要件なし		/
		民有地	大企業 5億円以上	大企業 2億円以上	
	中小企業 2億円以上		中小企業 1億円以上		
	土地取得面積	公的団地	1,000㎡以上		/
		民有地	5,000㎡以上	2,000㎡以上	
	新規常用雇用者数	公的団地	要件なし		/
		民有地	大企業 30人以上	大企業 10人以上	
				中小企業 10人以上	中小企業 5人以上
対象業種		統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類「大分類E-製造業」の項目に掲げる製造業	工業製品・バイオテクノロジー・光通信及び電器通信に係る研究所、ソフトウェアハウス、システムハウス、高度情報処理産業・高度な機械修理業・ディスプレイ業・非破壊検査業・デザイン業・機械設計業及びエンジニアリング業に係る事業所	道路貨物運送業、倉庫業（水面木材倉庫業を除く）、貨物運送取扱業、港湾運送業、卸売業、製造業・小売業の物流施設（倉庫、荷受・配送センター又は流通過程における簡易な加工場であって、工場若しくは店舗に併設されているものを除く）	
奨励金	算式（注2）	公的団地	建物固定資産評価額（注3）×9%＋新規常用雇用者数×30万円（注4）		建物固定資産評価額×4.5%＋新規常用雇用者数×30万円（注4）
		民有地	建物固定資産評価額×4.5%＋新規常用雇用者数×30万円（注4）		
	限度額	公的団地	3億円		/
		民有地	1.5億円		
その他	<p>（注1）「公的団地」とは県、市、公社、公団が事業主体として造成した工業・流通団地とする。</p> <p>（注2）増設の場合、算式単価及び限度額は1/2とする。</p> <p>（注3）「建物固定資産評価額」とは税額算定の基準となる価格であり、市が発行する課税証明書等の公的書類で確認を行う。</p> <p>（注4）新規常用雇用者が倉敷市内に住所を有する場合30万円、岡山県内の倉敷市外に住所を有する場合15万円</p>				



# 倉敷市企業誘致促進奨励金

◆一定の要件を満たす大規模な工場等の立地を行う場合に交付します

- 固定資産税・都市計画税相当額（土地・家屋・償却資産）、事業所税相当額の全額を3年間、1/2をその後2年間助成！
- 「企業立地促進奨励金」と合わせて助成！



名称		企業誘致促進奨励金
認定要件	対象地域	市内全域
	用地取得後年数	用地取得(賃貸)後、3年以内に建設に着手
	固定資産投資額	20億円以上
	土地取得面積	50,000㎡以上
	対象業種	特定業種に係る製造業 特定業種:EVを含む次世代自動車、航空機、新エネルギー関連分野 国際バルク戦略港湾に関連する分野に係る業種
	その他要件	「企業立地促進奨励金」の交付を受けたもの
奨励金	算式	初年度から3年間 固定資産税・都市計画税相当額(土地・家屋・償却資産)、事業所税相当額の 100%×3年間 その後2年間 固定資産税・都市計画税相当額(土地・家屋・償却資産)、事業所税相当額の 50%×2年間
	限度額	なし



お問い合わせ先



倉敷市文化産業局商工労働部商工課水島港振興室

〒710-8565 倉敷市西中新田640

☎086-426-3408 FAX086-421-0121

port-mz@city.kurashiki.okayama.jp



# 倉敷市設備投資促進奨励金

◆ 市内に製造工場、研究所、物流施設を有する事業者が工場等の増設を行う場合に交付します

POINT!

- 固定資産税・都市計画税相当額（家屋・償却資産）の**100%**を**1年～3年間助成!**
- **カーボンニュートラル（注1）に資する設備投資や実証を目的とする施設などを優遇し、2030年までのイノベーションの加速を促進!**
- 設備・装置の**更新も助成対象!**

名称		設備投資促進奨励金		
認定要件	種別	増設・移転・更新		
	区分	製造工場・研究所・物流施設		製造工場
			特別区分	特定業種
	投資要件	要件なし なお、更新の場合は、「従業員の維持」及び「生産の増強、高付加価値化の推進、環境負荷の軽減のいずれか」が満たされている場合に限る	・温室効果ガス排出量の大幅な削減(注2)に資する施設等 ・カーボンニュートラル(注1)に資する実証を目的とする施設等	・EVを含む次世代自動車 ・航空機産業 ・カーボンニュートラル(注1)に資する製品の供給・製造等に係る業種（ただし、エネルギー転換など自社工場のカーボンニュートラルを目的とした投資は除く）
	固定資産投資額	大企業 2億5千万円以上		大企業 20億円以上
		中小企業(注3) 2千5百万円以上		中小企業(注3) 5億円以上
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域が対象</li> <li>・環境保全対策、災害防止対策について適切な措置が講じられているもの</li> <li>・原則、工事に着手する日までに認定申請を行っているもの</li> </ul>			
奨励金	算式	固定資産税・都市計画税相当額(家屋・償却資産)の <b>100%×1年間</b> (注4)	固定資産税・都市計画税相当額(家屋・償却資産)の <b>100%×2年間</b> (注4)	固定資産税・都市計画税相当額(家屋・償却資産)の <b>100%×3年間</b> (注4)
	限度額(累計)	10億円		
適用期間	2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間 (2029年7月31日までに工事に着手するもの)			
備考	<p>(注1)カーボンニュートラルに資する設備投資は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー(水素・アンモニア・合成メタン・蓄電池等)の供給・製造にかかる設備</li> <li>・CCUS(CO2の回収・活用・貯留)及びケミカルリサイクルにかかる設備</li> </ul> <p>(注2)エネルギーの転換等により既存施設等に比べ温室効果ガス排出量を半分以上削減すること</p> <p>(注3)中小企業: 中小企業基本法第2条に規定する中小企業 (製造業の場合、資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下)</p> <p>(注4)増設等に係る固定資産税等が納付された年度ごとに交付する</p>			



# 倉敷市本社機能移転等促進奨励金

**対象** 本社機能を行う事業所<<工場や店舗(営業所等)は対象外>>

## 市外に本社を置く企業

対象	転入常用雇用者及び新規常用雇用者の合計	固定資産投資額	
		大企業	中小企業
市内へ本社機能を移転する場合	大企業:5人以上 中小企業:2人以上	2,000万円以上	1,000万円以上
研究所を市内に設置する場合(※1)	2人以上		
研修施設を市内に設置する場合(※2)	2人以上		

## 市内に本社を置く企業

対象	転入常用雇用者及び新規常用雇用者の合計	固定資産投資額	
		大企業	中小企業
複数事業所に分散されていた本社機能を統合する場合など	大企業:5人以上 中小企業:2人以上	2,000万円以上	1,000万円以上
市内にある研究所機能を強化する場合	2人以上		
市内にある研修施設機能を強化する場合	2人以上		

(※1) 次のいずれかに該当する場合 ①研究開発機能を市内の主力生産工場等に集約する場合

②研究開発により、市内の既存産業との連携を図ることで、市内産業の高度化に寄与する場合

(※2) 次のいずれかに該当する場合 ①複数事業所に分散されていた研修施設を市内に一元化する場合 ②市外にある研修施設を市内に移転する場合 ③それまでなかった研修施設を市内に設置する場合

**奨励金 POINT!** 東京23区からの移転の場合、奨励金とその限度額が**2倍**に!!

### ◆ 本社機能移転等促進奨励金

● 本社機能移転等に伴い市内に転入する常用雇用者数区分に応じ奨励金を交付

転入常用雇用者数区分	奨励金額	東京23区から移転の場合
10人まで	1人あたり30万円	→ 1人あたり60万円
11人目以降	1人あたり50万円	→ 1人あたり100万円

**限度額：2,500万円**

東京23区からの移転の場合

**限度額：5,000万円**

### ◆ 市内雇用促進奨励金

● 市内新規常用雇用者数に応じ奨励金を交付

年数	奨励金額	東京23区から移転の場合
初年度	1人あたり10万円	→ 20万円
2年度目	1人あたり15万円	→ 30万円
3年度目	1人あたり25万円	→ 50万円

**限度額：3年間合計で2,500万円**

東京23区からの移転の場合

**限度額：3年間合計で5,000万円**

### ◆ 本社機能移転等賃借料奨励金

● 本社機能移転等に伴い賃借する土地・建物の賃借料の1/2を1年間交付

**限度額：120万円/年**

東京23区からの移転の場合

**限度額：240万円/年**

## その他

- ◆ 本社機能とは、経営意思決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務統括(研究開発、国際事業等)などの事業所をいう
- ◆ 登記簿上の「本店」である必要はありません。
- ◆ **制度適用期間は2026年3月31日まで**

- 企業の国内回帰やマザー工場化に奨励金を交付！
- 固定資産税・都市計画税相当額(土地・家屋・償却資産)を3年間助成！



名称		国内投資促進奨励金
認定要件	対象業種	製造業
	対象事業	<p>【国内回帰】 海外の生産機能を市内に移すための設備投資                      例① 自社の海外製造拠点を市内に移転                      例② 他社が海外調達している部品を国内から調達するよう見直し。他社の依頼を受けて、新たな調達先として、市内に製造所を整備                      その他、海外から調達している製品等を市内で内製化するための投資も対象</p> <p>【マザー工場化】 マザー機能※を備えた市内製造拠点整備のための設備投資                      ※マザー機能: 研究開発機能、又は他の生産拠点に対して技術面等の支援をおこなう機能                      例 市外にある自社の製造拠点を市内へ集約し、マザー機能を備えた製造拠点として整備</p>
	固定資産投資額	大企業 20億円以上 , 中小企業 5億円以上
	その他要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全対策, 災害防止対策について適切な措置が講じられていること</li> <li>・原則, 工事に着手する日までに認定を受けていること</li> </ul>
奨励金	算式	初年度から3年間 固定資産税・都市計画税相当額(土地・家屋・償却資産)の100%×3年間
	限度額	5億円 (3年間の合計額の限度額)

■ 国内回帰

① A社が自社の海外製造拠点を倉敷市内に移転



② C社が調達先をB社海外製造拠点からA社に切替。A社は、製造所を倉敷市内に新設



■ マザー工場化

製造拠点を倉敷市内へ集約し、マザー工場として整備



お問い合わせ先

倉敷市 商工課  
 水島港振興室  
 〒710-8565  
 倉敷市西中新田640  
 ☎ 086-426-3408  
 FAX 086-421-0121  
 port-mz@city.kurashiki.okayama.jp



◆ 情報通信事業者等のオフィス開設や、レンタルオフィス等の利用に奨励金を交付します。

- オフィス開設に対して、1年間のオフィス賃借料・通信料の1/2を助成！
- レンタルオフィス等の利用も応援！最大180日間の施設利用料の1/2を助成！
- レンタルオフィス等の利用後、新たにオフィス開設する場合は、その両方を助成！


**POINT!**

名 称		オフィス開設等奨励金	
		オフィス開設事業	短期型オフィス利用事業
認定要件	対象者	市外に主たる事業所を有する法人	
	対象業種	(1) 情報通信事業 通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、ただし、それぞれの業種において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く (2) 研究開発事業 自然科学研究所、人文・社会科学研究所 (3) 専門技術サービスを提供する事業 デザイン業、著述・芸術家業、広告業、建築設計業、写真業	
	対象事業	市内に新たにオフィスを開設 ※過去3年間、市内にオフィスを設置していないこと	・市内の短期型オフィス※を利用して業務をおこなう(月5日以上)。 ※レンタルオフィスやシェアオフィス等で、賃貸借契約によらないもの
	常用雇用者数	5名以上(市内に住所を有すること)	—
	賃貸借契約期間	2年以上	—
	その他要件	・法人設立日から3年を経過していること ・3年間継続して事業をおこなっていること ・交付決定日から3月を経過するまでに支店登記すること	・法人設立日から1年を経過していること ・1年間継続して事業をおこなっていること ・市内へのオフィス開設を検討すること
奨励金	算式	オフィス設置日から1年間の ・オフィス賃借料×1/2 ※敷金、礼金、共益費、消費税等を除く ・通信料、回線使用料等×1/2 ※消費税、地方消費税を除く	短期型オフィス利用日から180日間(最大)の施設利用料×1/2 ※消費税、地方消費税を除く
	限度額	・オフィス賃借料:120万円 ・通信料、回線使用料等:30万円	30万円

※一事業者につき、オフィス開設事業・短期型オフィス利用事業それぞれについて、交付は一回限り。

お問い合わせ先



倉敷市文化産業局商工労働部商工課水島港振興室

〒710-8565 倉敷市西中新田640

☎086-426-3408 FAX086-421-0121

port-mz@city.kurashiki.okayama.jp